

第3回秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和3年1月19日（火） 午後2時30分～午後4時

場 所：県庁正庁

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 6名

内 藤 徹	弁護士
齋 藤 和 樹	臨床心理士
寺 山 晃 永	株式会社秋田銀行人事部部長代理
高 橋 亨 一	公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事
遠 田 弘 志	自営業
三 浦 まゆみ	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

持主生活環境部参事、齋藤県民生活課長、加賀屋警務部犯罪被害者支援室長、県民生活課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課、雇用労働政策課、建築住宅課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター、警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、少年女性安全課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境参事あいさつ

被害者等の支援につきましては、これまで3期15年間にわたり、様々な施策を推進してきたところですが、今回の4次計画の策定にあたっては、委員の皆様からの御意見やアンケート調査結果等をもとに、3次計画に引き続き、「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安心安全な社会」を目指し、計画案を検討してきたところです。

本日は、事務局から計画案とパブリックコメントの実施結果をご説明し、委員の皆様からは計画案に対するコメントをいただきたいと考えております。

3月の計画策定後に、県、市町村、県警察、国の機関、及び犯罪被害者等早期援助団体等と連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えております。

今後、犯罪被害者等への支援の取組がより実効性を持つためには、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況を理解の上、社会全体で犯罪被害者等を支えていくという、更なる気運の醸成が大切であると考えておりますので、これまで以上に委員の皆様からも御協力くださいますようお願いいたします。

結びになりますが、本計画案の策定に当たりこれまで御支援と御協力をいただきま

した委員の皆様は改めて心より感謝を申し上げ、開会の挨拶といたします。

3 議 事

(1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）について

(2) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）に関する意見募集結果について

「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）」及び「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）」に対する意見募集結果について、資料に基づき説明。（略）

齋藤委員	<p>パブリックコメントでも、学校教育に被害者支援を取り入れてほしいという意見が出されたことは嬉しく思う。県のホームページで過去の推進会議の議事概要を見たが、平成26年から学校教育で被害者支援を扱ってほしいと申し上げているが、なかなか伝わっていないという感じがある。</p> <p>資料1「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（案）」の28ページ「(6) 犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進」で全ての教職員に対して研修等を充実するとあるが、研修内容を教えてほしい。</p>
義務教育課	<p>全教職員一律の研修内容ではなく、様々な犯罪被害者の事例を生徒指導主事、各校の生徒指導部会等に情報を周知し、事例検討を行っている学校が多い。</p>
齋藤委員	<p>教職員に被害に遭った児童生徒の事例を提示して、どのようなことが起きているか、教職員の知識を増やす研修ということでもいいか。</p>
義務教育課	<p>それももちろんだが、その他に、小、中学校では児童生徒に対し、不審者遭遇時にどのように対応するかについて指導している学校が多い。</p>
齋藤委員	<p>犯罪被害者になった時、心理的、身体的にどのような反応が起こるのか、児童生徒に教えられるように、授業できる内容の研修をしてほしい。以前から私が主張していることで、パブリックコメントでもカリキュラムに取り入れてほしいという意見が出されている。カリキュラムに取り入れることは難しいかもしれないが、例えば総合学習やホームルーム、道徳の時間などを使えるか考えてほしい。中学校では心の健康教育について1コマあると思うので、教職員がストレスマネジメントなどを教えられる研修になればいい。</p> <p>計画（案）を見ると、加害者にならないための教育や、犯罪に遭いそうになった時にどうすればいいかという教育はよく考えられていると思うが、実際どんなに気を付けていても被害に遭う可能性はある。例えば、横断歩道で信号待ちをしている時に車が突っ込んできて亡くなる事故では被</p>

害者に非はない。被害者にならないということを100%防ぐことはできないだろう。子ども達が被害者になった時に、何が起こるかをしっかり理解できることが大事で、どうすればいいのか対応までを教育することが重要だと思う。最近、日本ストレスマネジメント学会のホームページで、中高生向けにストレスマネジメントの動画がアップされた。大学教員や養護教諭、教育センターの職員が作成したものがアップされているので、ぜひ動画を見てどういう教育内容が必要かイメージを持ってほしい。被害者になった時に子ども達に起こる事態について、教職員がきちんと説明できて、どう対応すればいいか子ども達に考えさせるなどの時間を作ってもらいたい。これは実施している県がないのでモデルはないかもしれない。犯罪被害とは異なるが、兵庫県教育委員会では、新型コロナウイルスで受けている子ども達のストレスは、東日本大震災で受けた子ども達のストレスに匹敵するという考え方で、そのストレスに対してどう対処すればいいかの教育が始まったようである。犯罪被害者支援の教育の参考になると思うので、具体的なアイデアが浮かばないとか授業展開など相談していただければ協力したい。ぜひ学校教育で実施してほしい。

臨床心理学の専門家の雇用は予算面で難しいとのことだが、資料3の11ページ、「(8)教育センター等における相談窓口の充実」に「教育学、教育心理学等に関する知識を有する学校管理職経験者等専門職員を教育センター等に配置し相談窓口を充実します。」とあるが、この方々が受ける相談はどのような内容を想定しているか教えてほしい。

総合教育センター

総合教育センターで受ける相談は主に学校教育に関することで、いじめ、不登校などが多い。総合教育センターは教員の研修機関であるとともに、相談業務も行っている。その中で、学校管理職経験者も常勤で相談にあっている。学校でのいじめ、不登校、教職員との関係、友達関係などの相談内容がほとんどを占めている。

齋藤委員

退職した校長先生を常勤で雇用しているということか。

総合教育センター

3名が交代で勤務し、週1日や週2日勤務の方もいる。

齋藤委員

その中に臨床心理学の専門家を雇用することは予算的に難しいか。

総合教育センター

教育庁としては、より子どもに近い学校現場に公認心理師・臨床心理士のスクールカウンセラーを配置しているため、総合教育センターでの予算化は今後の検討課題である。

齋藤委員

ぜひ検討いただきたい。

計画（案）の文言だが、犯罪被害者の支援計画なので「教育心理学」は分かりにくい。教育心理学は、各教科をどのように教授すれば効果が上がるのかや教育効果をどのように評価すればよいのか等を研究する学問なので、犯罪被害者支援とは結びつきにくい。

総合教育
センター

計画（案）を修正する。

遠田委員

「重点課題5 県民の理解の増進」の中の、特に学校現場での取組に注目している。この施策には2つの視点があると思う。1つはできるだけ多くの児童生徒に知ってもらおうという周知を徹底すべき施策である。例えば親にも教員にも言えない、誰にも相談できない被害状況の時に、様々な相談機関や支援する組織があるということを、全ての児童生徒に分かってほしい。もう一つは、限定されるモデル地域ではあるが、いのちの大切さ、人権教育などを充実させる施策である。後者については、教育目標、そして何を題材としてどのような方法で指導するかが課題になると思う。犯罪被害者支援を題材とした教育が大変有効だと考えており、前回と重複するかもしれないが、一県民の意見として述べさせてもらう。

まず、被害者支援の歴史だが、平成10年の全国被害者支援ネットワークの創設を始めとして考えると、わずか20年あまりである。この間、法律の改正など犯罪被害者への対応や環境が大幅に改善された。これは急激な変化だと思う。これらの改善や変化が、なぜどのような理由でどのように進められてきたか児童生徒に学んでほしい。旧態の社会の矛盾や問題点があり、犯罪被害者の苦難と強い願いや思いが、それを改善させた歴史がある。社会も日進月歩変化している。児童生徒も日々成長し変化している。変化の激しい現代社会において、変化の在り方について考える教育が大切だと思う。

人権尊重の教育、犯罪被害者支援は人を大切にしている活動の一つである。しかし、人を大切にすることは当たり前のことのようにだが、状況によってはデリケートな点を含んでいる。教師をしていた時、生徒達にがんばれ、がんばれと言いつけてきた。しかし、犯罪被害者にはがんばれという言葉は決して適切な言葉ではない。また、被害者支援は、支援で援助ではない。似たような言葉だが、支援という言葉の中に、相手の人権を尊重するという意味を含んでいると思う。また、犯罪被害に遭うとPTSDや様々な精神的障害が生じる。そのような方に対して、思いやりや優しさある行動は大変難しい側面を含んでいる。各学年に応じた、人を大切にすることを深く考えさせる教育を進めてほしい。犯罪被害者支援の教育には、生きる力の教育のエッセンスが多く含まれていると思う。

現在、自治体では、犯罪被害者支援条例の制定を重点課題として取り組んでいる。秋田県では全ての市町村で条例が制定されている。昨年4月現在で、岐阜県、滋賀県、京都府、岡山県、佐賀県、大分県、そして秋田県の7県だけである。秋田県は人を大切にしている県と言えると思う。

最後に、計画（案）の学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実は、非常に貴重な施策だと思う。ぜひ実効性のあるものにしてほしいと期待している。

寺山委員

前回までの推進会議の委員意見やパブリックコメントを入れ込んだ計画（案）になっている。2点質問したい。計画（案）には実現可能性がある、そのまま実施できる施策もあれば、実施するにあたって実施計画が必要な施策があるのではないかと思う。広報活動をする、イベントを開く、この学校でこの施策を行うなど、具体的な実施計画は、各担当に一任して委ねられているのか、又は担当者間の打ち合わせで被らないように調整するのか教えてほしい。もう1点は、計画を作りっぱなしではなく、振り返りのタイミングやチェックをどうしていくかは第4次計画策定に当たり重要だと思う。1年ごと、又は半年ごとにチェックするのか、5年で総括するのか、チェック体制を教えてほしい。

県民生活
課長

資料2が基本計画の体系であるが、アクションプログラムはなく、この計画に基づいて、各部局が担当施策を実行していくことになる。今年度の第1回推進会議で、委員からいただいた意見を基に第3次計画の評価を行った。国計画でも評価を実施しておらず、数値目標もないため、初めて優良可で評価してみた。1年ごとに施策の評価を行った上で、来年度以降は年1回開催する推進会議で、委員の皆さまに審議いただくこととしている。PDCAサイクルを1年ごとに行い、次期計画を策定する際は、第4次計画全体の評価を行い推進会議で審議いただく流れである。

寺山委員

色々な事情もあるだろうがチェックしていくことは大事だと思う。できなかったとすれば、予算の問題なのか、人の問題なのか、制度の問題のかなど、何かしらの障害があると思う。例えば、学校教育の部分を重点的にやっていくという場合に、予算が足りなくてできなかったとか、人が不足してできなかったとか、次にチェックする場面では、こうやればできるのではないかということを繰り返していけば、秋田県ならではの良い施策ができていくのではないかと思う。可能であればそういう仕組みを取り入れてはどうか。

県民生活
課長

数値目標がなく評価の仕方が難しい計画ではあるが、今回一定のラインができたので、それを基に走りながら考えてまいりたい。

遠田委員

教師をしていた時、何か新しいことを行った時には生徒にアンケートを取った。アンケートを貴重な資料として次へのステップと考えて参考になった事例があった。教育的な活動を進める場合には、生徒にアンケートを行い、生徒達の心に何が響き、どういう点が良かったか分析すれば、次へのステップになるのではないかと思う。

三浦委員

市町村の立場であるが、秋田市でも今年度、第3次犯罪被害者等支援推進計画を策定中である。市民相談センターが総合窓口となり、ワンストップサービスを行っていくことをはっきりと明記している。今後ますます市民相談センターが総合窓口の役割として関係機関と連携していく必要があることを強く認識したところである。県の今回の第4次計画においても、例えば、見舞金支給制度については「市町村と連携して制度の効果的な運用に努めます。」とあるほか、県民の理解の増進の部分でも「県民に周知するための取組を関係市町村と連携し推進します。」と記載されているので、市町村との連携に重きが置かれていると感じている。お互い計画策定をしているので、よりスムーズな支援、それから、今回のアンケートでも啓発活動が足りないという結果が出ていることから、啓発を効率良く行っていくためには、関係機関と市町村がもっと連携していく必要があると考えている。

また、秋田市の計画策定に当たっては、(公社)秋田被害者支援センターの支援員の方に直接お話を伺った。支援する際に市町村に聞きたいことがあっても、普段接する機会がないと電話することに勇気がいるとのことで、そういう点が弱いと認識している。県民生活課や県警本部、(公社)秋田被害者支援センターの間では連携が図られていると思われるが、市町村としては、具体的な支援に当たってどの部署がどのような役割で動いているか見えにくい状況にある。市町村との連携を密にしていく具体的手法として、例えば、街頭キャンペーンを市町村と一緒にやる、市町村の担当職員の理解を深めるための事例発表会を頻繁に行うなど、日常的に連携が取れる機会を一緒に考えていきたいと思う。

県民生活
課長

市町村との連携については、私も以前、市町村に派遣されて仕事をしたことがあり、市町村から見た県の状況も理解しているつもりである。条例と見舞金支給制度が全市町村で制定されているのは全国でも稀な県であり、市町村において犯罪被害者を守るという意識が進んでいる結果と考えている。街頭キャンペーンなど、色々な場面で市町村に協力いただきこれまで以上に連携を図ってまいりたい。

高橋委員

計画(案)は充実していると思う。今後、どれくらい具体的かつ効果的に実施していくかが重要だろう。第1次から第4次計画まで踏襲している

取組があるが、なぜ踏襲しているのか、又はなぜ変更したのか、担当課がその意味を十分に吟味して効果が出るようにしてもらいたい。

市町村による見舞金支給制度について話をしたい。市の担当者は制度をよく知っているが、被害者に直接対応している地元の警察官が内容を十分理解していないことがあった。また、警察が支給対象となる被害者がいる事件を捜査しているが、特に新聞報道されていないので市町村担当者が事件を知らないことがあった。被害者を支援しようという制度であり、被害者本人に着実に支援できているか検証が必要だろう。令和元年度までで、見舞金が25件支給されているようだが、見舞金が支給された例、対象にならなかった例では被害者が理解したかなど検証して、市町村の見舞金支給の担当者に情報提供すれば、効果的に制度を活用できると思う。

(公社)秋田被害者支援センターでも広報活動をしているが、センターの支援内容が伝わりにくい。普段、ふつうの生活をしていて犯罪や事故に関わりの無い方には“そういうセンターがあるのか”程度で終わってしまう。被害に遭った時に初めて必要な相談先だと分かると思う。

計画(案)の内容は充実していると思うので、各担当でどのように実施していくか検討してほしい。

内藤会長

大学教授や医師から相談を受け、犯罪被害を未然に防いだことがある。あなたの名前を載せた紳士録を作ったので、必要かどうかハガキが届いたという。選択項目に「今回限り固くお断りします」とあった。紛らわしくてこれでは今回だけOKとも受け取れる。自分にも、アダルトサイトにアクセスしたが料金未納だということで一年ほどハガキが届いた。連絡しなければ訴訟を起こすという内容だった。大学教授や医師は動揺して相談に来たが、被害に遭う前に相談できれば冷静になりそんなに悩むことはない。一人ではなかなか相談できず相談機関にたどりつかないが、電話でもいいから相談してほしいと思う。

今回の計画を実行するに当たり、最初の第一歩が肝心なので、広報活動、周知活動に尽力してほしい。

齋藤委員

相談にたどりつかないことをどうするかというと、子どもの頃からの教育が大事だと思う。心理的な抵抗が多少あっても相談先が知識としてあればストレスが軽減される。

資料3の4ページ「(3)ア スクールカウンセラーの配置」で小学校が削除されたのはなぜか。

義務教育課

国の方針もあり、令和2年度から分校を除く全中学校にスクールカウンセラーを配置した関係で、広域カウンセラーを小学校対象にした経緯がある。小学校は必要に応じて各教育事務所に申し込むと広域カウンセラーが

配置される制度になっている。また、どうしても中学校区に入っているスクールカウンセラーに依頼したい場合は、中学校が了承すれば小学校にも対応できるようにしている。

齋藤委員

学校緊急支援の時などは広域カウンセラーが対応すると思うが、秋田県公認心理師・臨床心理士協会が学校緊急支援マニュアルを作成し教育庁に配付している。学校緊急支援で外部から臨床心理士等のスクールカウンセラーなどを派遣する基準として、どのレベルなら派遣するかを自分が中心になってまとめた。小規模以下の事案の場合にはスクールカウンセラーを派遣しないと規定し、小規模には、家族旅行中の交通事故、子どもの親が他者に殺害される、があり、この場合は派遣しないことになる。小学校にスクールカウンセラーがない場合に、外部の専門家の援助を受けられないことになるか。

義務教育課

学校緊急支援マニュアルを全ての学校に配付している。今のような事案の場合は、教育事務所に広域カウンセラーを申し込むことになる。広域カウンセラーには、緊急支援カウンセラーと小学校に派遣されるエリアカウンセラーの2パターンがあり、児童生徒の死亡などでは緊急支援カウンセラーを活用するが、それ以外の案件に関してはエリアカウンセラーを活用する制度になっている。

齋藤委員

学校緊急支援マニュアルは、緊急支援時には外部から臨床心理士が入るが子どものケアの主体は教職員というスタンスであり、子ども達が被害に遭った時にどのように対応すればいいか、教職員の力量を上げてほしい。教職員の研修を、子ども達の心理面についての理解を深め、どのように接すればいいかを学ぶ内容としてほしい。

内藤会長

齋藤委員から指摘があった「教育心理学」という文言は事務局で修正してほしい。

計画（案）については原案どおりとし、その他、細かい文言の修正は会長である私に一任いただくことでよろしいか。

各委員

異議なし

内藤会長

審議が終了したので、一言ご挨拶申し上げます。昨年7月の第1回推進会議から7か月、委員から様々な意見をいただき、県民の意見も盛り込んだ計画（案）ができた。犯罪被害者等基本法で、犯罪被害者等の方々を孤立させず、皆で支援していく、それが国民の責務であると規定しているが、それに沿った内容になったと思う。特に、学校教育における啓発活動にウ

エイトが置かれており大変結構なことである。この計画は令和3年度から令和7年度までの5年間で、次期の改定は5年後になるが、その間、社会情勢の変化等に応じて内容を変更する必要がある場合には、皆さまからご協力いただくことになるのでよろしくお願いする。

これまで、委員の皆さま方、事務局、関係団体の方々にご尽力いただき感謝申し上げます。

以 上

